

税務書類の送達について

本職が送達すべき次の書類は、当市福祉保健部高齢者福祉課において保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付するので、来庁の上、これを受領してください。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、介護保険法第143条が準用する、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年10月6日

佐伯市長 富高国子



| 送達を受けるべき者 | 送達すべき書類の名称等        |
|-----------|--------------------|
| 矢野 秀生     | 佐伯市介護保険条例第6条に基づく通知 |
|           |                    |